

axis news

アクシスグループ

12

2020



特集

2020 年の出来事を振り返ろう！

知らないあれこれ Q&A

No.12 「申告し忘れに要注意！ 年末調整のポイント」

No.13 「キャリアアップ助成金で企業の負担を減らそう！」

今月のアクシススタッフ / チェックリストカレンダー / お知らせ

History of 2020

社会情勢と振り返る2020年の出来事

新型コロナウイルス金融支援

今年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの方が大きな難局に直面することとなりました。2020年最後のニュースレターでは、社会情勢と共に2020年の出来事を振り返りたいと思います。

アクシスグループでの取り組み

1

January

WHO コロナ確認
WHO「国際的な緊急事態」を宣言

2

February

政府 小中高校に臨時休校要請

3

March

東京五輪・パラリンピック
1年程度延期に

4

April

全国に緊急事態宣言



- ・アクシスLINE公式アカウント開設。
- ・新型コロナウイルスに伴う金融支援の配信を開始。



- ・分散・在宅勤務開始。
- ・雇用調整助成金事前相談開始。
- ・コロナを乗り切るキャンペーン開始。

税金

- ・社会保険料の納付猶予の特例が発表される。

支援金

- ・企業とちから阿波(あわ)せる支援金が発表される。

助成金

- ・WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金が発表される。

助成金

- ・雇用調整助成金の引き上げが発表される。

給付金

- ・持続化給付金 支援対象拡大。

給付金

- ・家賃支援給付金の申請要項が発表される。

補助金

- ・医療機関、薬局等における感染拡大防止等の支援が発表される。

助成金

- ・雇用調整助成金の特例措置12月末まで延長。

5

May

全国で緊急事態宣言解除

6

June

都道府県またぐ移動の自粛要請緩和

7

July

WHO事態悪化を警告
「GO TOトラベル」キャンペーン開始

8

August

新型コロナ対策の新たな方針発表

9

September

徳島アラートについて対応方針を発表

10

October

徳島県 新型コロナ感染症の感染拡大防止に関する条例を制定

11

November

政府分科会が緊急提言



- ・コロナガイドブック・解説動画制作。
- ・徳島市との官民連携プロジェクト始動。
- ・持続化給付金申請無償ご支援開始。
- ・フォーカス徳島に出演。

- ・WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金申請無償ご支援開始。

- ・家賃支援給付金申請無償ご支援開始。

- ・フォーカス徳島出演
- ・家賃支援給付金について徳島新聞に掲載。

助成金

- ・小学校等臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援に関する助成金について詳細が発表される。

- ・雇用調整助成金の特例措置が厚生労働省より発表される。

融資

- ・新型コロナ対策金融支援 無利子無担保での融資が経済産業省より発表される。

給付金

- ・徳島県の企業応援給付金が発表される。
- ・持続化給付金について詳細が発表される。

助成金

- ・小学校休業等対応助成金6/30まで延長。
- ・徳島県新型コロナウイルス対応雇用継続助成金が発表される。

融資

- ・商工組合中央金庫でも中小・小規模事業者に対する実質無利子・無担保での貸付開始。

税金

- ・納税猶予の対象拡大が発表される。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「申告し忘れに要注意！年末調整のポイント」(富松薫・細川真希)

「キャリアアップ助成金で企業の負担を減らそう！」(橋本育代)

Q & A

No.12

申告し忘れに要注意！年末調整のポイント

あつという間に年末調整の時期が訪れました。会社の経理担当者の方は年末調整の書類回収で忙しくされている時期だと思います。今回は年末調整のポイントと申告忘れの多い控除についてお伝えします！

Q. なぜ年末調整をしなければいけないの？

A. 年末調整とは1年に支払うべき正しい所得税の金額を計算して、支払った所得税が払いすぎているか、逆に支払が不足していないか、といった過不足の金額を調整することです。

毎月お給与からおおよその所得税の金額が天引きされていると思いますが、所得税の正しい金額は、天引きする前のお給与から控除され算出された課税所得によって所得税額が決まります。なので、受けられる控除があると払いすぎている所得税が返ってくることになります。

Q. 控除にはどういったものがあるの？

A. 控除には配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など全部で15種類の控除があります。これらの控除を年末調整に必要な扶養控除申告書、保険料控除申告書、また今年から新しく追加された基礎控除兼配偶者控除兼所得金額調整控除申告書に記載します。控除の種類ごとに要件もあるので検討される場合は注意が必要になります。

Q. 申告し忘れが多い控除とは？

A. 申告し忘れが多い控除は2つあります。まず1つ目は、奥様が産休・育休を取得した場合の配偶者控除です。今まで奥様に一定額以上の収入があり、配偶者控除を受けられなかったとしても、産休・育休を取得すると収入が少なくなるため配偶者控除等の控除対象になる場合があります。

2つ目は扶養親族が増えた場合や両親・祖父母を養っている場合に対象となる扶養控除です。控除額については、扶養親族の年齢や同居の有無などによって変わりますが、扶養親族がいる場合は申告の対象となる可能性があります。

Q. 家族の年金や健康保険料を支払った場合は、誰の控除になるの？

A. 家族の年金や健康保険料の控除対象について、よくご質問を頂く事例が2つあります。1つ目は、お子さんが20歳になったけれど学生だから親が代わりに国民年金を支払っている場合。2つ目は、父母が退職し、国民健康保険料を負担することになったけれど、退職して収入が減ったので子が代わりに払っているという場合です。このような場合、どちらも「実際に支払った人」が控除を受けることになります。先ほどの事例であれば、『子の年金を払っている親』と『親の健康保険料を払っている子』が年末調整で控除をしてもらうということになります。ご紹介した事例と同様に、生命保険料控除なども同じ扱いとなります。

／ 私たちが紹介しました！ ／



富松 薫

顧客サービス部 3課 アソシエイト
専門学校で簿記と税法を学んだ際、会計の面白さに惹かれアクシスに入社。2度の産休・育休を経て現在13年目。会計・税務処理はもちろん、お客様の会社に関するお困りごとを一緒に解決できるパートナーとして奮闘中。



細川 真希

顧客サービス部 2課 スタッフ
大学在学中、地域活性や会計・税務に興味を持ち、地元である徳島で就職活動を行い2019年にアクシスに入社。現在は、資格の勉強をしながら会計の担当をしている。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

Q & A

No.13

キャリアアップ助成金で企業の負担を減らそう！

2020年10月に同一労働同一賃金の最高裁判決がニュースに取り上げられました。中小企業でも来年4月から月々の手当を支払わなければなりません。今回は、企業にとって心配な賃金の上昇を解消してくれるかもしれないキャリアアップ助成金についてご紹介します！

Q. 同一労働同一賃金って何？

A. 同一労働同一賃金とは、同じ職務内容で同じ責任を要する仕事であれば、正規や非正規など雇用形態にかかわらず、同一の賃金を支払わなければならないという制度です。正規と非正規の格差をなくすための制度ですが、企業にとって心配なのが賃金の上昇ですね。そこで、利用できる制度としてご紹介するのがキャリアアップ助成金です。

Q. キャリアアップ助成金でどんな助成金？

A. キャリアアップ助成金は、企業内でのいわゆる非正規労働者のキャリアアップを目的としたものです。具体的には、労働環境の見直しや待遇の改善など、所定の取り組みを実施した事業主に対する助成で、7つのコースがあります。

Q. どんなコースがあるの？

A. キャリアアップ助成金には7つのコースがありますが、今回は3つのコースをご紹介します。1つ目の正社員化コースは有期契約を無期契約にする場合を含め、非正規労働者を正規雇用するなど、雇用形態を改善した場合のコースです。転換によって賃金が一定の割合で増額していることなどの要件があります。助成額は1人当たり21万3,750円～72万円となっていて、1年度の申請上限人数は20人です。派遣労働者を正規雇した

ときや、母子家庭や父子家庭の親を正規に転換したとき等に加算される場合もあります。

2つ目は賃金規定等共通化コースです。非正規労働者の賃金規定について、正規労働者と共通した職務の賃金規定を設け、適用した場合のコースです。具体的には、それぞれの賃金規定の職務区分を3つ以上つくり、同一の重なり合う区分を2つ以上設ける必要があります。助成額は1事業所当たり42万7,500円～72万円です。2人目以降、賃金を共通化した労働者1人につき15,000円～24,000円の加算があり、最大20人、48万円までとなっています。

そして、3つ目の諸手当制度共通化コースは正規労働者と共通する諸手当制度を設けた場合のコースです。助成額は1事業所当たり28万5,000円～48万です。2人目以降は手当を共通化した労働者1人につき12,000円～18,000円の加算があり、最大20人、36万円までとなっています。また、同時に共通化した手当の数1つ当たり12万円～19万2,000円の加算もあり、最大10個の手当が対象になります。

Q. 受給するにはどうすればいいの？

A. どのコースもコースの内容に合った3年以上5年以内の計画書を作成して労働局に提出して認定を受けます。また、実施するコースに合わせて就業規則の見直しをしたり、取り組みを実施し、その後必要な添付書類を準備して助成金の申請を行います。当社でもご相談を承っているので、該当するお客様や不明点があるお客様はお問合せください。

チェックリストカレンダー

1月	2月	3月	4月
<input type="checkbox"/> 20日☞【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 市町村へ給与支払報告書の提出 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 税務署へ法定調書の提出 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 償却資産税の申告	<input type="checkbox"/> 17日～ / 確定申告開始	<input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(当月控除)	<input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 雇用保険料率の確認 <input type="checkbox"/> 4月 or 5月 / 固定資産税通知書の到着 <input type="checkbox"/> 1年に1度 / 36協定提出
5月	6月	7月	8月
<input type="checkbox"/> 中旬頃 / 住民税特別徴収関係書類の到着 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 自動車税の納付	<input type="checkbox"/> 8/31☞ / 労働保険の書類到着と年度更新 <input type="checkbox"/> 給与時 / 個人住民税の特別徴収開始	<input type="checkbox"/> 10日☞ / 【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 10日☞ / 社会保険の算定基礎届の提出 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届提出(賞与を支給した場合)	<input type="checkbox"/> 31日☞ / 年度更新の提出・労働保険料の納付
9月	10月	11月	12月
<input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(当月控除)	<input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 最低賃金の変更	<input type="checkbox"/> 月内 / 年末調整の準備 <input type="checkbox"/> 月内 / 扶養控除(異動)申告書の回収	<input type="checkbox"/> 12月 or 1月 / 年末調整と源泉徴収票の交付 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届(賞与を支給した場合)

お問い合わせ先

WEB上でのお申込みも受け付けております。ご希望の方は、こちらのQRコードより、お問い合わせください。



【アクセスグループ】

MAIL: axis_info@m-staff.com
TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543
HP: https://m-staff.com/

貴社名	御担当者名
電話番号	携帯番号
メールアドレス	

.....ご希望の項目に丸をつけ、FAXにて送信してください.....

※複数選択可

- 顧問契約について
- 相続
- 新規法人設立
- 資金繰りサポート
- 補助金・助成金について
- 資産運用について
- M&A
- 記帳代行
- 給与計算代行
- 社会保険手続きについて
- 労務相談
- その他

私が紹介しました！



人事労務部 スタッフ

橋本 育代

結婚を機に前職を退職する際、なんとなく興味をそそられた社労士資格を取得。2010年社労士法人アクセス設立時に社労士登録。現在はお客様の労務や年金の相談、就業規則作成、助成金申請等を行っている。

お問い合わせはこちらまで

社会保険労務士法人アクセス

088-631-8119

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051
徳島県徳島市北島田町1丁目3-3
TEL:088-631-8119
FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL:0883-26-0182
FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL:087-814-5875
FAX:087-814-5876

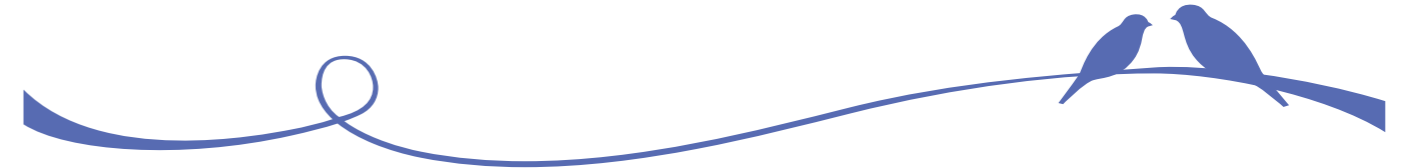
axis news 12月号 デザイン・制作編集



佐藤 美優

企画部 スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。



ニュースレターをご覧いただいているみなさまへ

毎月ニュースレターをご覧いただき誠にありがとうございます。2020年のニュースレターも今月が最後となりました。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの事業者様が大きな難局に直面する年となりました。新型コロナウイルスにおける金融支援について、たくさんのお客様から弊社にご相談頂き、給付金申請無償ご支援をはじめとする「コロナを乗り切るキャンペーン」についても多くの方からお申込みを頂きました。弊社にご相談頂き、そして周りでお困りのお客様についてもご紹介頂き誠にありがとうございました。弊社と致しましても「お客様のムスメ・ムスコになる」という経営理念を改めて考えさせられる1年となりました。

これからも「WITHコロナ」を意識した日々が続くと思いますが、今回のようなご支援を含め、「税金を計算するだけの存在」ではなく、お客さまのムスメ・ムスコとして共に考え行動する、経営パートナーとなることを目指して邁進してまいります。2021年もアクシスグループをどうぞよろしくお願い致します。

アクシスグループ一同